全国農業協同組合連合会 米穀生産集荷対策部長 栗原竜也

第3回「農産物検査規格検討会」における意見

1. 異種穀粒規格について

第3回検討会の事前説明で4つの案をうかがいましたが、案1は全ての異種穀粒の混入限度を現状の籾だけの水準にする厳しいものであり、全農として受け入れることができない内容です。国がこの案で決めたいのであれば、引き続き議論が必要と考えます。

麦を除いて現状の水準と変わらない案3、また、その案3の水準で種類ごとの区分がない案4については、積極的に受け入れることができる内容です。

案2は、現状より厳しい基準ですが、籾以外の混入の実態をふまえると、全農と して受け入れることができる内容と考えます。

2. フレコン推奨規格について

物流の実態から、フレコン規格を収れんする方向については理解できます。

一方で、現在流通しているフレコンの規格・量目は様々な種類があることから、 農産物規格にフレコン規格を設定する際には、現行のフレコンが流通可能となるよう、緩やかな整理にすべきと考えます。

また、フレコンは、リターナブルとワンウェイタイプがありますが、リターナブルタイプのフレコンはバラ流通の運搬具と認識しているので、農産物検査規格上の位置づけを工夫する必要があると考えます。

3. 着色粒・胴割粒規格について

生産現場の努力、高齢化・大規模化等の実態をふまえ、どういった規格が適正か 検討できるよう調査をすすめていただきたい。

また、流通実態に即した検討ができるよう、取り扱いボリュームを反映するなど して調査対象を選定すべきと考えます。

(1)農業者・JAへの調査

生産サイドにおける色選の稼働期間は、カントリーエレベーターは半年程度で

すが、収穫後速やかに玄米にする生産者やライスセンターは出来秋に限られます。 被害粒をどの段階でどの程度選別するか検討するうえで、農業者・JAの調査で は、色選の能力や設置状況だけでなく、稼働している期間についても把握すべき と考えます。

(2) 消費者や中外食事業者への調査

米穀機構が実施している調査において、消費者が精米を購入する際に価格を重視しているという結果が出ていますが、精米の購入・仕入れに際して重視している事項が異なれば、被害粒を許容する程度も異なると思われます。

購入・仕入れの志向とそのボリュームをふまえて検討できるよう、調査をすすめていただきたい。

以上